

東京都台東区住宅宿泊事業の運営に関する条例施行規則を公布する。

平成30年3月14日

東京都台東区長 服 部 征 夫

台東区規則第5号

東京都台東区住宅宿泊事業の運営に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号。以下「法」という。)、住宅宿泊事業法施行規則(平成29年厚生労働省令・国土交通省令第2号。以下「省令」という。)及び東京都台東区住宅宿泊事業の運営に関する条例(平成30年2月台東区条例第1号。以下「条例」という。)その他の法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、法、省令及び条例で使用する用語の例による。

(届出住宅の状況等)

第3条 条例第3条第3号に規定する台東区規則(以下「規則」という。)で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 届出住宅の所在の有無
- (2) 届出住宅周辺の状況
- (3) 標識(省令第11条に規定する標識及び台東区(以下「区」という。)が交付する標識をいう。)の掲示状況
- (4) その他届出住宅に関し東京都台東区長(以下「区長」という。)が必要と認める事項

(周辺地域の住民及び学校等)

第4条 条例第8条第1項に規定する住宅の周辺地域の住民は、次に掲げるものとする。

- (1) 届出をしようとする住宅の存する建物の使用者

(2) 届出をしようとする住宅の存する建物の敷地の境界線に接する敷地に存する建物の使用者

(3) 届出をしようとする住宅の存する建物の敷地の境界線から道路又は通路を挟んで隣接する建物の敷地の境界線の距離までの水平距離が原則として15メートル以内である場合の当該建物の使用者

2 条例第8条第1項に規定する学校等その他規則で定めるものは、次に掲げる施設であって、届出をしようとする住宅の存する建物の敷地の境界線から当該施設の敷地までの最短距離が110メートル以内であり、かつ、その敷地が区内に存するものとする。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校

(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所

(3) 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う施設

(4) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設

(5) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

(6) 東京都認定こども園の認定要件に関する条例(平成18年東京都条例第174号)第3条に規定する認定こども園

(7) 東京都認証保育所事業実施要綱(平成13年5月7日1

2 福子推第 1 1 5 7 号) 2 (1) に規定する認証保育所

(8) その他区長が必要と認める施設

(区長への報告)

第 5 条 条例第 9 条第 1 項及び第 2 項に規定する報告は、周知実施報告書 (開始・変更) (第 1 号様式) を区長に提出することにより行わなければならない。

(届出書類等)

第 6 条 省令第 4 条第 4 項第 1 号ヲに規定する書類は、次に掲げるものとする。

(1) 確認書 (第 2 号様式)

(2) 平成 2 9 年 6 月 1 6 日以降の管理組合の総会及び理事会の議事録

(3) その他区長が認めるもの

2 省令第 4 条第 4 項第 1 号カに規定する書面は、誓約書 (法人用) (第 3 号様式) とし、住宅宿泊事業を営もうとする者は、法第 4 条第 2 号から第 4 号まで、第 7 号及び第 8 号のいずれにも該当しない者であることを誓約するため、当該誓約書 (法人用) を区長に提出しなければならない。

3 省令第 4 条第 4 項第 2 号ニに規定する書面は、誓約書 (個人用) (第 4 号様式) とし、住宅宿泊事業を営もうとする者は、法第 4 条第 1 号から第 6 号まで及び第 8 号のいずれにも該当しない者であることを誓約するため、当該誓約書 (個人用) を区長に提出しなければならない。

(標識の掲示場所)

第 7 条 条例第 1 1 条に規定する規則で定める場所は、次に掲げ

るところとする。

(1) 省令第11条に規定する標識については、届出住宅の門扉、玄関（建物の正面の入口）等の概ね地上1.2メートル以上1.8メートル以下（表札等を掲げる門扉の高さから玄関ドアの標準寸法2メートルの高さ以内）で、公衆が認識しやすいところ

(2) 区が交付する標識については、共用エントランス、集合ポストその他の公衆が認識しやすいところ

（苦情及び問合せに迅速に対応できる体制）

第8条 条例第13条に規定する規則で定める体制は、住宅宿泊事業者が苦情及び問合せを受けてから30分以内に、現地に赴くことができる体制とする。

（外国人観光客である宿泊者の受入可能な医療機関）

第9条 条例第14条第3号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 医療機関の名称

(2) 所在地

(3) 連絡先

(4) 診療科目

(5) 診療時間

（本人確認）

第10条 条例第15条の本人確認は、対面又はインターネットの利用その他の情報通信技術を活用した方法により行うものとする。

2 前項のインターネットの利用その他の情報通信技術を活用し

た方法は、宿泊者の顔及び旅券を画像により確認できる方法とする。この場合において、当該画像が次の各号に掲げるいずれかの場所から配信されていることを確認しなければならない。

- (1) 届出住宅内
- (2) 届出住宅の近傍
- (3) 住宅宿泊事業者等の事業所

(宿泊者名簿)

第11条 住宅宿泊事業者は、宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人である場合において、旅券の写し又は画像を法第8条に規定する宿泊者名簿とともに保存しなければならない。

(管理者の常駐)

第12条 条例第17条に規定する規則で定めるものが常駐する場合は、宿泊者が滞在する間において、法第2条第5項に規定する住宅宿泊管理業務を行うものが次の各号のいずれかに該当する場所に常駐する場合をいう。

- (1) 届出住宅内
- (2) 届出住宅と同一の建築物内
- (3) 届出住宅と同一の敷地内に存する建築物内
- (4) 届出住宅に隣接している建築物内

(宿泊者の衛生の確保)

第13条 宿泊者の衛生の確保を図るため、厚生労働省関係住宅宿泊事業法施行規則(平成29年厚生労働省令第117号)に定めるもののほか住宅宿泊事業者が講じる措置は、次のとおりとする。

- (1) 届出住宅の設備・備品等について、常に清潔に保つこと、

ダニ・カビ等が発生しないよう除湿すること並びに定期的に清掃及び換気を行うこと。

(2) 寝具のシーツ、カバーその他の直接人に触れるものについて、宿泊者が入れ替わるごとに洗濯したものと取り替えること。

(3) 届出住宅にろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合又は加湿器を備え付けている場合における当該浴槽又は加湿器について、レジオネラ症を予防するため、定期的に洗浄等を行うこと。

(警察署等への通知)

第14条 区長は、届出住宅の状況等について、定期的に警察署、消防署及び町会へ通知するものとする。

(住宅宿泊事業者からの定期報告がない場合の取扱い)

第15条 区長は、法第14条の規定による住宅宿泊事業者からの定期報告がない場合、当該住宅宿泊事業者に対し督促を行うものとする。

2 区長は、前項の督促を行った場合において、当該住宅宿泊事業者と連絡が取れない場合、必要に応じて現場の確認等を行い、事業の実態がないことを確認したときは、確認後30日を経過した時点で、当該事業は廃止されたものとみなすことができる。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この規則は、平成30年6月15日から施行する。ただし、第

4条から第6条までの規定は、同年3月15日から施行する。